

外国人専用医療ツーリズム病院開設設計画（案）について

1 提案概要（H30年6月末：医療法人社団葵会より）

○2020年夏（東京オリンピック開催）前までに外国人専用医療ツーリズム病院（病床100床）を開設したい。

- ・目的 : 『医療ツーリズムを推進し、外国人患者に日本の最先端医療を提供する』
- ・整備スケジュール: H31年12月頃 : AOI国際病院同一敷地内にある介護老人保健施設（葵の園）を、既に取得している近隣の土地に新築・機能移転
現行老健を病院仕様にする改修工事に着工
- H32年7月頃 病院開院
- ・設置手法 : 外国人専用の「自由診療病床」で開設許可申請を行う。

2 当該病院開設にあたっての法的位置づけ

○医療法（開設の許可）

- ・都道府県知事（指定都市の市長）は、病院の開設許可申請があった時には、営利を目的とする場合を除き、構造設備・人員要件に適合すれば許可を与えなければならない。（医療法第7条）（地方自治法施行令第174条の35）
- ・都道府県知事は、医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合には、都道府県医療審議会の意見を聴いて、開設等について、「勧告」を行うことができる。（第30条の11）（*民間病院のみ。公的病院には「命令」できる）

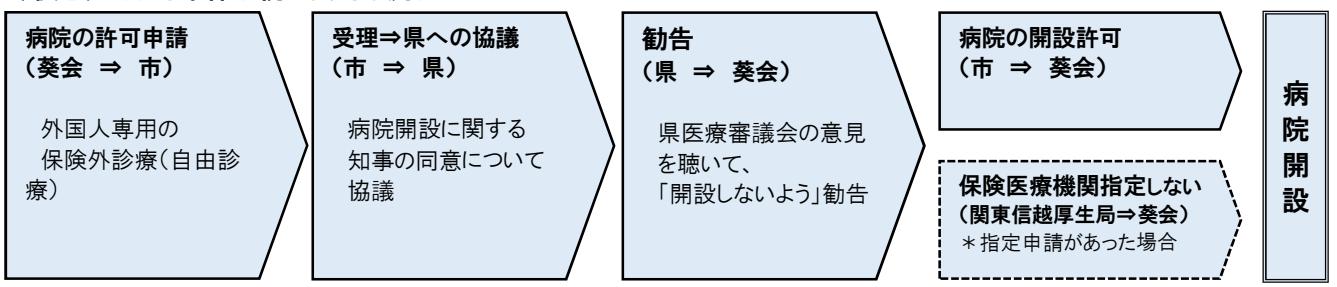
○健康保険法（保険医療機関の指定）

- ・厚生労働大臣は、基準病床数を超えることになると認められる場合であって、医療法第30条の11の規定による勧告を受けている場合等に該当するときは、当該申請に係る病床の全部又は一部を除いて指定を行うことができる。（第65条第4項）

○法的には、構造設備・人員要件に適合すれば「開設許可」とはなり得るもの、保険医療機関としての指定をしないことを以て実質的な病床規制が行われている。

○一方、本件については、「保険外診療（自由診療）を行う病院」であることから、法的規制の影響を受けない。
⇒ 事実上、「開設可能」

○今後想定される本件手続の法的な流れ



3 葵会の提案と基準病床・既存病床の関係

○川崎南部二次保健医療圏：現在「病床過剰地域」

| (単位：床) | | |
|--------|-------|-------|
| 基準病床数 | 既存病床数 | 病床過剰数 |
| 4,189 | 4,781 | 592 |

* 基準病床数：一般病床及び療養病床の和
* 既存病床数はH30年4月1日現在

○現行制度上は、構造設備・人員要件に適合すれば「開設許可」となり、かつ外国人専用病床は既存病床に加算されることから、現状の病床過剰状態が増長する。

⇒ 基準病床数が既存病床数を上回る時期の先送りが見込まれ、将来における新たな病床整備への影響が懸念される。

4 権限行使に係る県の見解（県医療課長名による書面回答概要）

(1) 病床過剰地域における外国人専用病院開設に係る県知事の勧告等について

- ・病床過剰地域における開設は、病床の地域偏在を助長する恐れがあること等から、県医療審議会の答申を得る必要があるが、県としては勧告することが妥当と考える。

基準病床数とみなす（上乗せする）ことができる病床：
専ら特定の疾患に関し、診断及び治療、調査研究等を行う病院の当該機能に係る病床など

(2) 外国人専用病床の基準病床数の補正について

- ・基準病床数の算定において、いわゆる外国人専用病床は、医療法施行規則第30条の32の2に掲げる特例病床には該当しないが、川崎地域医療構想調整会議、県医療審議会等における協議・審議、国との協議を踏まえ、基準病床数に上乗せできる可能性もある。

⇒ 今後の重要な判断材料であることから、県・国と協議し、早期に確認する。

5 地域医療関係団体の意見要旨

〈市医師会〉

『現時点では、葵会医療ツーリズム病院の開設は是認できない』

理由・保険診療は公定価格で縛られ消費税の転嫁が認められていない一方、自由診療は営利とみなされ消費税転嫁が認められていること等から、医療ツーリズムは自由診療であり「営利」と考える。

・海外の富裕層への自費医療の提供は市民への恩恵が全くない事業であり、現在の地域医療機能への混乱が危惧される。

・「地域医療構想の実現」「地域包括ケアシステムの構築」に向けて地域医療関係者が取り組んでいる中、自由診療なら規制が緩く、いくらでも開設できるものとなれば、向後の医療制度に禍根を残す。

・3か月以上在留の外国人に対し国保の加入が認められているが、一部が悪用して我が国の皆保険制度が蝕まれている。

・まずは、葵会が行うべきことは「県から譲渡を受けた七沢リハ病院の本来の開設の早期実現」、「（AOI国際病院における）特区病床（20床）の完全利用」、「川崎社会保険病院譲渡時の譲渡条件の遵守と更なる機能充実」ではないのか。

七沢リハ病院：本年8月の開院時には諸般の事情により医療従事者の十分な確保が出来ず稼働病床を減らして開設するなど、譲渡条件が整わなかったことから、「今後1年内に譲渡条件を満たす」との約束を交わし、現在履行中。

〈市病院協会〉

『本案件はこのままでは容認できるものではなく、地域医療と地域医療行政の将来に禍根を残す可能性があることから、今後も行政及び葵会と議論を重ねていくことが重要である。』

理由：「現状は、国内での医療ツーリズムの様々な基盤整備が十分でない中で、地域医療に影響を与えるかねない条件下にある」と認識

・既存のAOI国際病院の有する病床で余力を活用し、地域医療に影響を及ぼさない範囲で医療ツーリズムに対応すべきである。

・100床の需要が見込まれる根拠が不明瞭である。

・保険医療機関外の病床でありながら、病床過剰である川崎南部医療圏の既存病床に加算される制度となっていることは、地域医療計画、基準病床制度との整合性の問題が懸念される。

・現時点で100床は、保険診療病床とならないことであるが、将来、保険診療病床に転換されない確約がない。

・地域内で限られた各種医療従事者の確保の競合が懸念される。また、七沢リハビリテーション病院の医師不足が報じられていることなどから、本件についても計画どおりの医療従事者の確保ができない懸念がある。

6 現時点における本市の考え方・対応

●「外国人への医療提供」そのものを否定するものではないものの、病床過剰地域において新たに外国人専用病床の整備（100床）を行うことは、医療資源をより必要とすることを意味し、基準病床制度下における病床数及び医療従事者など限られた医療資源を効率的

・効率的に活用し、高齢化に伴う医療需要の増大に対応するという「地域医療構想」の趣旨と相反する要素を多く含んでいることから、「賛成」できない。

●現行の法制度においては、人的・物的要件を満たせば開設許可をせざるを得ない仕組みとなっていることから、「基準病床数の上乗せ」は、本件に関する限り病床過剰状態の増長を回避できる手法となり得るが、今後における同様の案件の再発を想定すると、地域医療の混乱を招かない対策を併せて講じる必要がある。

●対策を講じるにあたっては、地域医療推進の要となる医療関係団体の御意見を十分尊重しながら、検討・協議を進める。

7 対応経過及び今後のスケジュール（見込み）

